

大津市民間児童クラブ開設補助事業者公募に係る質問に対する回答

令和8年9月18日

番号	質問に関する 事項の記載箇所 (公募要領の頁等)	質問事項	回答
1	公募要領 1 頁 2 公募概要	該当地域にある市の遊休公有財産の活用は可能か。	差し支えない。但し、活用にあたっては遊休公有財産を所管する部署等と協議を終えておくこと。
2	公募要領 1 頁 2 公募概要	登下校時に自家用バス運行を一部取り入れることは可能か。	差し支えない。但し、バスの運行にあたっては利用児童の安全等に配慮し、駐車する場所や時間帯等を坂本小学校及び貸主と協議を終えておくこと。
3	放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準 を定める条例	専用区画からの2方向避難は必須か。 専用区画が2階にあり、非常口、非常階段等の設備がない 場合(2方向避難が取れない場合)は、窓に避難梯子を設 置することで代えることは可能か。	左記については大津市都市計画部建築指導課と協議し、 その指示に従うこと。
4	公募要領 5 頁 7 参加申込の手続き (1)提出書類ケ	平面図は、現況のものか。 または整備後を想定した平面図の作成が必要か。	現況のもので差し支えない。
5	公募要領 1 頁 3 補助金の概要	補助金の中で修繕費は含まれるか？	本補助金の対象となる改修費は床板やカーペットの張 り替え、壁紙のはり替え等の軽微な改修が想定される。 なお、建物の構造を変える改修や建物の効用を増加させ る改修等は含まれない。
6	大津市児童クラブ運営指針 第4章 児童クラブの運営 1. 職員体制(1)	支援員の配置について一日6時間・7時間勤務者とありま すが6時間でも7時間でもいいのか？	1 日 6 時間、7 時間は大津市立児童クラブにおける配置 であり、児童クラブの運営に支障のない配置であれば差 し支えない。
7	大津市児童クラブ運営指針 第4章 児童クラブの運営 1. 職員体制(1)	支援員の 1 種～4 種の違いは具体的にどこにか	大津市立児童クラブにおいては下記の通り想定してい る。 4 種：施設長、3 種：支援単位の長、2 種：大津市児童 福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運

			営に関する基準を定める条例の第10条3項又は4項を満たす者、1種：上記以外の者。 なお、大津市立児童クラブにおける職員の体制であることを申し添える。
8	公募要領 1頁 2公募概要 (3)施設要件ウ	開設予定物件については、現在、第三者(A)が所有する土地を第三者(B)が購入し、Bから当法人(C)が賃貸として借用し開設を予定しているが、このような場合でも応募可能か。	可能である。
9	公募要領 5頁 7参加申込の手続き (1)提出書類ク	上記が可能な場合、AとBとの売買契約はCが候補者として決定した場合に締結し、BとCとの間でも賃貸借契約を締結する予定である。この場合、AとBとの間で売買契約が予定されていることの証明(覚書等)は必要か。また、BとCとの間で賃貸借契約が予定されていることの証明(覚書等)は必要か。	いずれも提出の必要はない。 但し、当事者間の協議を終え、合意を得ておくこと。
10	公募要領 1頁 3補助金の概要	開設準備補助金に仲介手数料を計上することは可能か。	仲介手数料は開設準備補助金の対象外である。
11	施設改修及び運営に係る基本的事項 3頁 3運営に係る要件 (2)職員配置⑤	放課後児童支援員の研修の修了は、事業開始初年度の受講でも可能か？(今年度の研修が、事業者採択後では申し込み間に間に合わない為)	不可
12	施設改修及び運営に係る基本的事項 5頁 4事業者が行う主な業務 (3)利用料金の設定及び保護者への請求	保護者から徴収する保育料及び、間食費、その他を料金表に基づき決定した場合の、市からの補助金を含む、月の施設の収入目安(19:00までの延長保育実施、園児数が35名と仮定した場合)を示していただきたいです。(あくまで概算、仮定で構いません。)	本市から交付する補助金は、児童数、開所日数、支援員の配置状況等の要素に基づき算定するものであるため、左記の情報だけでは概算、仮定であってもお示しはできない。 なお、放課後児童健全育成事業費補助金は年度ごとに実績に応じて交付する。希望者には年度途中に1度、交付決定額の1/2程度を概算で交付する。
13	大津市児童クラブ運営指針 第4章児童クラブの運営 1.職員体制(1)	記載の職員配置基準を満たした場合の、概算の月当たりの人件費を示していただきたいです。(あくまで概算、仮定で構いません。)	人件費については各事業者の給与規定に基づくため、お示しはできない。

14	放課後児童健全育成事業実施要綱 15頁 3対象事業 (1)貸借料補助	貸借料補助についての過去3年間の実績（R5～7年度、補助上限金額、補助率）について示していただきたいです。	貸借料補助は、補助対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額を交付する。 なお、令和5年度及び令和6年度の補助基準額は1,800,000円（補助基本額3,600,000円に補助率1/2を乗じた額）。令和7年度の補助基準額は3,374,000円である。
15	その他	令和8年9月15日時点での、本公募に対する応募事業者の書類提出状況、問い合わせ状況を教えてください。	応募事業者の書類提出状況、問い合わせ状況については回答しない。